

一般競争入札を次のとおり行うので、徳島市上下水道局契約規程（昭和42年徳島市水道局管理規程第21号）第1条に基づき、徳島市契約規則（平成3年徳島市規則第5号）第3条及び第5条の規定を準用し公告します。

令和6年2月19日

徳島市上下水道事業管理者 久米好雄

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 南末広町污水管渠築造工事（2工区）ほか10箇所に伴う発注者支援業務
(電子入札対象案件)
- (2) 業務箇所 徳島市南末広町ほか10箇所
- (3) 履行期間 契約日の翌日から令和7年3月21日まで
- (4) 業務概要 発注者支援業務 一式
- (5) 予定価格（税抜き） 15,812,000円
- (6) 最低制限価格（税抜き） 開札後に公表する。

本案件の最低制限価格の設定は、以下の業務委託系算式によるものとする。

$$\text{最低制限価格〔税抜き〕} = \frac{(\text{平均入札額} + \text{予定価格〔税抜き〕} \times 2)}{3} \times 0.82$$

なお、最低制限価格に、1円未満の端数が生じた場合は、1円未満を切り捨てるものとする。

平均入札額は、予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った全ての入札書（失格となった者の入札書も含む。）を対象に算出する。ただし、予定価格の75%未満の額の入札書は予定価格の75%とみなして算出する。このとき、予定価格の75%とみなした金額は、千円未満を切り捨てるものとする。

本業務は競争入札参加資格審査申請、入札を徳島県電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う対象業務である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札方式に変更することができる。

2 入札参加資格

徳島市上下水道局入札後審査型条件付一般競争入札実施要綱（以下「実施要綱」という。）第5条の規定により、次に掲げる事項に該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (2) 徳島市の競争入札参加資格有資格者名簿に登載されていること。

(3) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市上下水道局建設業者指名停止等措置要綱（以下「指名停止要綱」という。）による指名停止措置を受け、又は指名を回避されている期間のない者

(4) 公告の日から開札執行の日までの間に、徳島市上下水道局暴力団等排除措置要綱（以下「暴力団措置要綱」という。）による排除措置期間のない者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

ただし、更生手続開始の申立て、又は再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、徳島市上下水道局（徳島市水道局を含む。以下「当局」という。）及び徳島市に競争入札参加資格の再申請を行っている者は、当該申立てがなされていない者とみなす。

(6) 本入札案件に参加できる業者の資格については、次の条件をすべて満たす者とする。

ただし、エにおける履行実績について、徳島市内に主たる営業所（本社等）を有する者はその業務の元請け又は下請けとしての実績とし、それ以外の者は元請けとしての実績であること。

ア 徳島市内に主たる営業所（以下「本社」という。）を有する者

イ 建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第2条の規定に基づき準用する徳島市の建設工事に関する調査、測量及び設計業務等に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱第6条の規定に定める資格審査を受け、令和6年2月19日現在、当局の競争入札参加資格（土木コンサルタント業務に係るものに限る。）を有する者

ウ 国土交通省の建設コンサルタント登録規程（昭和52年建設省告示第717号）第2条の規定により、令和6年2月19日現在、建設コンサルタント登録簿に下水道部門で登録を受けている者

エ 平成25年度以降に国、地方公共団体又は下水道事業団が発注した発注者支援業務の元請けとしての履行実績

3 参加資格の確認と決定

次に掲げる書類の審査により、一般競争入札参加資格の有無を決定する。

(1) 業者状況一覧表

添付資料として建設コンサルタントの登録更新通知等、建設コンサルタント登録簿に登録されていることを証する書類の写しを添付すること。

(2) 業務履行実績表又は下請業務履行証明書

添付資料として、2-(6)-エに定める業務実績を証する（一財）日本建設情報総合センター管理の「コリンズ・テクリス」帳票の写し又は業務委託契約書の写し等、業務内容を確認できる資料を添付すること。業務実績の審査は、本書類に記載された業務を対象として行う。記載された業務実績が2-(6)-エに定める業務に該当しない場合は、他に業務実績を有している場合であっても入札参加資格無しとするので注意すること。

なお、業務履行実績表又は下請業務履行証明書（以下、「業務実績等」という。）については複数枚提出しても良いものとする。この場合、提出した業務実績等に記載のうち1件が2-(6)-エに定める業務に該当すれば良いものとする。

- (3) 紙入札方式参加承諾書
- (4) 入札参加資格審査申請書【紙入札用】

4 様式及び契約条項を示す場所

- (1) 徳島市上下水道局ホームページ 入札・契約情報（入札・契約に関する様式等）
(<https://www.city.tokushima.tokushima.jp/jogesuidokyoku/index.html>)
- (2) 徳島市公共工事入札情報サービス
(<https://nyusatu-ppi.city.tokushima.lg.jp/public/>)
- (3) 入札担当課 〒770-0808 徳島県徳島市南前川町5丁目1-4
本庁舎2階
徳島市上下水道局総務課 契約係
電 話 088-623-2092 FAX 088-623-1027

注① 令和5年10月16日に新庁舎へ移転しました。

5 設計図書の提供及び期間

- (1) 提供場所 徳島市公共工事入札情報サービスからダウンロードすること。
(<https://nyusatu-ppi.city.tokushima.lg.jp/public/>)
設計担当課 〒770-0808 徳島県徳島市南前川町5丁目1-4
本庁舎4階 下水道整備課
電 話 088-623-2600
- (2) 期 間 令和6年2月19日から令和6年3月13日まで

6 申請書類及び確認資料等の提出及び方法

- (1) 提出期間 令和6年2月20日から令和6年3月5日 午後5時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。
申請書類3-(1)から(2)

PDF形式又はMicrosoft Excel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成のうえ、電子入札システム画面の【入札参加資格審査申請書】に添付して送信すること。

なお、3-(1)の建設コンサルタントの登録を証する書類及び3-(2)の下請業務履行証明書はスキャナーで取り込みPDF形式に変換し添付すること。当該書類を電子入札システムに添付できない場合は、提出締切日までに4-(3)に示す場所に提出すること。

紙入札方式で参加する場合

申請書類3-(1)から(4)

提出期限は令和6年3月5日 午後5時までとする。

提出先は4-(3)に示す場所とする。

7 質疑書の提出・回答方法

質疑書の提出は、FAXにより行うものとする。ただし、質疑のない場合、提出は不要である。

- (1) 受付期間 令和6年2月20日から令和6年2月29日 午後4時まで
- (2) 回答期間 令和6年3月6日から令和6年3月12日まで
- (3) 受付方法 4-(3)に示す場所にFAXすること。
- (4) 回答方法 徳島市公共工事入札サービス（外部サイト）ホームページで公開する。

8 入札書と内訳明細書の提出期間及び方法

- (1) 提出期間 令和6年3月6日から令和6年3月13日 午前9時まで
- (2) 提出方法 電子入札システムにより提出すること。

入札書には内訳明細書を添付すること。なお、内訳明細書はPDF形式又はMicrosoftExcel形式(拡張子「.xls」又は「.xlsx」)で作成すること。

紙入札方式で参加する場合

提出日時：令和6年3月13日 午前9時

上記提出日時に本庁舎2階入札室へ持参すること。提出に際しては、提出日を記載して、二重封筒とし、入札書は内封筒に入れ封緘し、内訳明細書は外封筒に入れ、内封筒には入れないこと。なお、代理人が入札書を持参する場合は委任状を持参すること。

注① 入札書を提出した後は、原則として撤回、訂正等はできない。ただし、例外として、入札書提出後、配置予定技術者が配置できなくなった場合など、参加資格を喪失したと認められる場合は、開札までの間は入札辞退理由書を受付けるものとし、開札までに提出のあった場合のみ辞退の扱いとする。

② 内訳明細書に重大な不備がある場合は、当該内訳明細書を提出した者を失格とするので注意すること。また、提出後は、内訳明細書の差し替え及び再提出は一切認めない。

9 開札等

- (1) 開札日 令和6年3月13日 午前9時
- (2) 開札場所 本庁舎2階入札室
- (3) 開札時に入札書提出者の立会いを許可する。
- (4) 実施要綱第12条第3項の規定により、開札後、入札参加資格の有無を審査するため、落札の決定を保留するものとする。
- (5) 保留後、実施要綱第12条第4項から第6項までの規定により、落札決定を行う。

注① 入札参加資格の無い場合は、開札後無効となる。

- (6) 保留後、落札決定まで概ね2～3日（土、日及び祝日を除く。）かかるものとする。ただし、審査の内容によってはそれ以上の日時を要する場合がある。
- (7) くじにより落札者の決定を行うことになった場合、電子くじにより落札者を決定するものとする。

10 入札・落札に関すること

- (1) 特別の理由がある場合は、工事（業務）の発注を取り止め又は延期をすることがある。
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 入札の無効
 - ア 公告に示した入札参加資格のない者の入札
 - イ 申請書等に虚偽の記載をした者のした入札
 - ウ 徳島市契約規則第13条の各号に該当する入札
 - エ 建設工事等入札心得第5条の各号に該当する入札
- 注① 郵送による入札は認めない。
- (4) 開札日の翌日から落札決定までの間に、指名停止要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた者は、失格とする。
- (5) 開札日の翌日から落札決定までの間に、暴力団措置要綱による排除措置を受けた者は、失格とする。
- (6) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

11 契約に関すること

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上で金銭的保証とする。
- (3) 前払金は、契約金額の10分の3以内に相当する額を超えない範囲で請求することができる。
- (4) 部分払は、業務委託料が500万円を超えるものについて、成果物の一部分が完了し、かつ、可分なものであるときは、業務の完了前にその対価の一部を請求することができる。
- (5) 落札者の決定後、契約締結までの間において、指名停止要綱による指名停止措置又は指名回避措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。
- (6) 落札者の決定後、契約締結までの間において、暴力団措置要綱による排除措置を受けた場合には、この請負契約を締結しないこととする。

12 その他

- (1) 提出書類等に虚偽の記載がある場合は、契約を解除することがある。

- (2) 実施要綱第14条の規定により、入札参加資格要件を満たしていないと認められた者は、徳島市上下水道事業管理者に対し、その理由についての説明を書面により求めることができる。
- (3) 本件業務は、参加資格審査申請、添付資料、入札等を電子入札システムで行うものであり（一部郵送による。）、対応の詳細については、徳島市上下水道局建設工事等電子入札要領及び徳島市上下水道局建設工事等電子入札に関する運用基準によること。
- (4) その他、各様式等の記載例、入札心得等に従うこと。
- (5) 当局側のシステム障害等により電子入札システムによる入札手続に障害が発生した場合には、受付等の締切時間の変更、紙入札への切り替え、又は入札を取り止めることがある。